

佐賀県庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る入札参加資格停止等の措置要領 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(本文)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(入札参加資格停止)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 知事が入札参加資格停止を行ったときは、収支等命令者（佐賀県財務規則（平成4年規則第35号）第2条第<u>9</u>号に規定する収支等命令者をいう。以下同じ。）は、庁舎等の維持管理業務の契約のため競争入札を行うに際し、当該入札参加資格停止に係る有資格業者を参加させてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(入札参加資格停止の期間の特例)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加資格停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の入札参加資格停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。ただし、その期間は3年を超えないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別表第2第1号から第<u>9</u>号までの措置要件に係る入札参加資格停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第<u>9</u>号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除</p>	<p>(本文)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(入札参加資格停止)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 知事が入札参加資格停止を行ったときは、収支等命令者（佐賀県財務規則（平成4年規則第35号）第2条第<u>10</u>号に規定する収支等命令者をいう。以下同じ。）は、庁舎等の維持管理業務の契約のため競争入札を行うに際し、当該入札参加資格停止に係る有資格業者を参加させてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(入札参加資格停止の期間の特例)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加資格停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の入札参加資格停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。ただし、その期間は3年を超えないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別表第2第1号から第<u>12</u>号までの措置要件に係る入札参加資格停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第<u>12</u>号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除</p>

く。)

3～6 (略)

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加資格停止の期間の特例)

第4条 知事は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加資格停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加資格停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号又は第7号に該当したとき。

(2) (略)

(3) 県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号から第9号までのいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

2 (略)

3 知事は、刑法第96条の6に違反した有資格業者のうち最初に県に当該違反行為に係る事実を報告した者については、別表第2第7号から第9号までの該当する措置要件に係る入札参加資格停止の期間を2分の1に短縮するものとする。この場合において、この項前段の期間が別表第2の当該措置要件に規定する期間の短期を下回る場合においては、第3条第3項の規定を適用するものとする。

く。)

3～6 (略)

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加資格停止の期間の特例)

第4条 知事は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加資格停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加資格停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号、第7号又は第8号に該当したとき。

(2) (略)

(3) 県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号から第12号までのいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

2 (略)

3 知事は、刑法第96条の6に違反した有資格業者のうち最初に県に当該違反行為に係る事実を報告した者については、別表第2第7号から第12号までの該当する措置要件に係る入札参加資格停止の期間を2分の1に短縮するものとする。この場合において、この項前段の期間が別表第2の当該措置要件に規定する期間の短期を下回る場合においては、第3条第3項の規定を適用するものとする。

以下、略

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄) 1 次に掲げる者が、佐賀県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 <u>ア 有資格業者である個人</u> <u>イ 有資格業者である個人の使用人</u> <u>ウ 有資格業者である法人の役員</u> <u>エ 有資格業者である法人の使用人</u> <u>オ アからエまでに掲げる者又は有資格業者である法人から庁舎等の維持管理業務委託の入札等（入札、見積りその他の契約のための事前の手続きをいう。）に係る情報収集又は入札等への参加のための業務の全部又は一部を受託したもの又はその使用人（受託した者が法人である場合にあっては、その役員を含む。）</u>	<u>12か月以上36か月以内</u>
2 前号の <u>ア</u> から <u>オ</u> までに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提	<u>8か月以上24か月以内</u>

以下、略

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄) 1 次に掲げる者が、佐賀県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 <u>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</u> <u>ロ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時、庁舎等の維持管理業務委託の契約を締結する事業所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</u> <u>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</u>	<u>4か月以上12か月以内</u> <u>3か月以上9か月以内</u> <u>2か月以上6か月以内</u>
2 前号の <u>イ</u> から <u>ハ</u> までに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提	

<p>起されたとき。</p> <p>3 第1号の<u>ア</u>から<u>オ</u>までに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 県発注の庁舎等の維持管理業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、庁舎等の維持管理業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>5 県内において、他の公共機関の職員が締結した契約に係る庁舎等の維持管理業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、庁舎等の維持管理業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p><u>4</u>か月以上<u>12</u>か月以内</p> <p><u>12</u>か月以上<u>36</u>か月以内</p> <p><u>8</u>か月以上<u>24</u>か月以内</p>	<p>起されたとき。</p> <p><u>イ</u> 代表役員等</p> <p><u>ロ</u> 一般役員等</p> <p><u>ハ</u> 使用人</p> <p>3 第1号の<u>イ</u>から<u>ロ</u>までに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p><u>イ</u> 代表役員等</p> <p><u>ロ</u> 一般役員等</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 県発注の庁舎等の維持管理業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、庁舎等の維持管理業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>5 県内において、他の公共機関の職員が締結した契約に係る庁舎等の維持管理業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、庁舎等の維持管理業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p><u>3</u>か月以上<u>9</u>か月以内</p> <p><u>2</u>か月以上<u>6</u>か月以内</p> <p><u>1</u>か月以上<u>3</u>か月以内</p> <p><u>3</u>か月以上<u>9</u>か月以内</p> <p><u>1</u>か月以上<u>3</u>か月以内</p> <p><u>3</u>か月以上<u>12</u>か月以内</p> <p><u>2</u>か月以上<u>9</u>か月以内</p>
--	---	--	--

<p>6 県外において、他の公共機関の職員が締結した契約に係る庁舎等の維持管理業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、庁舎等の維持管理業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>7 第1号の<u>アからオまで</u>に掲げる者が、県発注の庁舎等の維持管理業務に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>8 第1号の<u>アからオまで</u>に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員が締結した契約に係る庁舎等の維持管理業務に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p><u>4</u>か月以上 <u>12</u>か月以内</p> <p><u>12</u>か月以上 <u>36</u>か月以内</p> <p><u>8</u>か月以上 <u>24</u>か月以内</p>	<p>6 県外において、他の公共機関の職員が締結した契約に係る庁舎等の維持管理業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、庁舎等の維持管理業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>7 第1号の<u>イ</u>に掲げる者が、県発注の庁舎等の維持管理業務に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p><u>8 第1号のロからハマまでに掲げる者が、県発注の庁舎等の維持管理業務に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u></p> <p>9 第1号の<u>イ</u>に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員が締結した契約に係る庁舎等の維持管理業務に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p><u>10 第1号のロからハマまでに掲げる者が、県内の他の公共機関が締結した契約に係る庁舎等の維持管理業務に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴</u></p>	<p><u>1</u>か月以上 <u>9</u>か月以内</p> <p><u>4</u>か月以上 <u>12</u>か月以内</p> <p><u>3</u>か月以上 <u>12</u>か月以内</p> <p><u>3</u>か月以上 <u>12</u>か月以内</p> <p><u>2</u>か月以上 <u>12</u>か月以内</p>
---	--	--	--

<p><u>9</u> 第1号の<u>アからオまで</u>に掲げる者が、県外の他の公共機関の職員が締結した契約に係る庁舎等の維持管理業務に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>10 <u>(削除)</u></p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p><u>12</u> (略)</p>	<p><u>4</u> か月以上12か月以内</p>	<p><u>を提起されたとき。</u></p> <p><u>11</u> 第1号の<u>イ</u>に掲げる者が、県外の他の公共機関の職員が締結した契約に係る庁舎等の維持管理業務に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p><u>12</u> <u>第1号のロからハまでに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員が締結した契約に係る庁舎等の維持管理業務に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u></p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p><u>13</u> (略)</p> <p><u>14</u> (略)</p>	<p><u>3</u> か月以上12か月以内</p> <p><u>1</u> か月以上12か月以内</p>
---	----------------------------	--	---